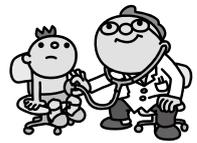


# 子ども医療費の

## 助成対象を拡大します



市では、0歳から中学3年生までのお子さまを対象に「子ども医療費助成受給券」を発行していますが、今年の

8月1日診療分から通院医療費の助成対象が、これまでの小学校3年生から小学校6年生までに拡大されます。(左記のとおり)

### 助成受給券の更新

8月から使用できる受給券は、受給資格等を決定した後、7月末に発送しますが、住民税が未申告である場合は受給資格等を確認できないため、受給券を送付することができません。必ず住民税の申告をしてください。

また、所得超過等により助成を受けてない方が助成を受けるためには申請が必要となります。左記の表で所得制限

《平成26年7月31日まで》

対象年齢	0歳～ <b>小3</b>	小4～ 中3
助成の対象	通院・入院・調剤	入院
受給券の色	白	若草色
所得制限の有無	有	

《平成26年8月1日から》

対象年齢	0歳～ <b>小6</b>	中1～ 中3
助成の対象	通院・入院・調剤	入院
受給券の色	白	若草色
所得制限の有無	有	



扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812

限度額を確認し、7月18日(金)までにお手続ください。

・収入が給与のみの方

所得額は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」となります。

・その他の方

所得額は年間収入金額から必要経費を差し引いた額になります。

※基礎控除として一律8万円の他に各種控除もありますので目安としてください。

#### ◆申請に必要な書類

- ①子ども医療費助成申請書(健康管理課にあります)
- ②お子さんの健康保険証のコピー
- ③印鑑
- ④平成26年1月2日以降本市に転入された方は、父母の平成26年度(平成25年分)所得課税証明書(記載に省略がなく所得額と課税額が確認できるもの)

※控除対象配偶者は不要、源泉徴収票不可。  
お問い合わせは、  
健康管理課(2階)  
☎(20)1574、FAX(20)1600へ。

### 児童手当 現況届の提出をお願いします



児童手当を受給しているすべての方は、毎年現況届を提出しなくてはなりません。現況届は、毎年6月1日の状況により、児童手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。6月上旬に現況届を送付しますので、必ずご提出をお願いします。

提出されないと、6月分以降の手当が支給できなくなりま

すのでご注意ください。

#### ◆提出書類(受給者が対象)

- ①現況届、②印鑑
- ※茂原市の国民健康保険証をお持ちでない方は、③受給者(親)の保険証の写しが必要です。

※平成26年1月2日以降に転入された方は、④平成26年度所得課税証明書(省略のないもの)も必要です。

※原則父母二人分の証明書が必要(配偶者控除の記載があれば配偶者分は不要)

お問い合わせは、  
子育て支援課(2階)  
☎(20)1573、FAX(20)1610  
本納支所  
☎(34)2111、FAX(34)4113へ。

※養育する児童と別居している場合には、この他に必要な書類等があります。

#### ◆所得制限について

児童手当には所得制限があります。受給者の前年の所得が、左表の所得制限基準額を超えた場合は、6月分以降の児童一人当たりの月額が、年齢・人数にかかわらず一律5千円となります。

#### 【児童手当所得制限基準額】

扶養親族の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

\*老人扶養親族がある場合には、1人につき6万円を加算します。  
\*児童手当は、基礎控除として一律8万円のほか各種控除もありますので、目安としてください。

#### ◆提出期限

7月11日(金)(発送は6月上旬ごろを予定)

#### ◆休日受付

6月22日(日)  
8時30分～17時15分

※受付は子育て支援課のみ  
お問い合わせは、  
子育て支援課(2階)  
☎(20)1573、FAX(20)1610  
本納支所  
☎(34)2111、FAX(34)4113へ。